

川越市保健所で行っている主な事業

精神保健福祉相談

精神保健福祉士や保健師が、市民の心の健康や精神保健福祉に関するご相談をお受けしています。(要予約)

家族教室

精神疾患を持つ方を抱える家族が、身近な支援者としてその疾病や障害の理解を深め、より良い支援ができるように知識や情報を提供しています。また、家族同士が交流し悩みを共有する教室です。

青年期ひきこもり事業

個別相談(要予約)、ひきこもり親の会、公開講座を実施しています。

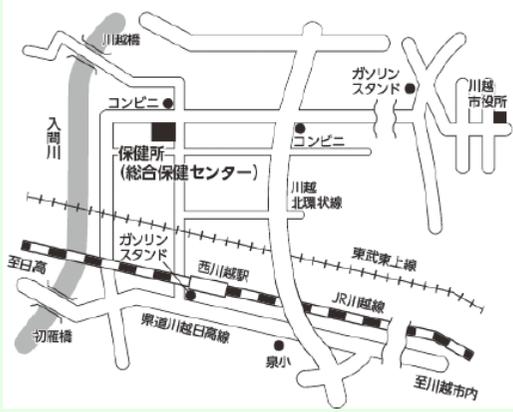
自殺予防対策事業

うつ、アルコール等の各種相談事業をはじめ、ゲートキーパーの養成や講演会等の自殺予防対策を実施しています。

※その他、講演会や講座等を開催しています。
詳しくは市広報等でお知らせします。

相談・お問い合わせ窓口

川越市保健所 保健予防課(精神保健担当)
〒350-1104 川越市大字小ヶ谷 817-1
TEL 049-227-5102 FAX 049-227-5108



令和5年6月現在

制 度	内 容	問い合わせ先
自立支援医療(精神通院)	精神疾患で定期的な通院治療を必要とする方が支払う医療費の一部を公費で負担する制度です。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。	障害者福祉課 TEL 224-5785 FAX 225-3033
精神障害者保健福祉手帳	申請により一定の精神障害にあることが認定された場合、手帳の交付を受けることができます。手帳の所持者に対しては、シャトルバスの無料化、税制などの優遇措置があります。申請時に必要な書類など、詳しくはお尋ねください。	保健予防課 TEL 227-5102 FAX 227-5108
在宅心身障害者手当	在宅の重度心身障害者(精神障害者保健福祉手帳の場合は1・2級)に手当を支給しています。なお、住民税が課税されている方、施設(病院、老人保健施設は除く)に入所している方、65歳以上で新規に手帳を取得された方は対象外です。	障害者福祉課 TEL 224-5785 FAX 225-3033
障害者医療費の助成	①精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方②精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちで後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方が、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金等を助成(①は精神病床への入院費用は助成対象外)します。ただし、平成27年4月1日以降に65歳以上で新規に障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。	高齢・障害医療課 TEL 224-6195 FAX 224-7318
障害基礎年金	国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やけががもとで国民年金法に定められた障害の状態(1・2級)になったとき受給されます。また、初診日が、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の人も対象です。(保険料の納付要件あり)なお、第2号被保険者(厚生年金加入者・共済組合組合員)と第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満)期間に初診がある場合は年金事務所または各共済組合が窓口となりますので、手続き先をご確認ください。	市民課 (国民年金担当) TEL 224-5764 FAX 226-5091

…こころの相談…

精神保健 医療マップ



川越市マスコットキャラクター
ときも

川越市保健所
保健予防課

川越市で利用できる精神障害者の医療等に関する主な制度

